

令和7年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

令和7年6月25日（水）午後1時30分、令和7年あきる野市農業委員会6月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、金澤知行、森みな美

議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

開会 午後1時28分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前ですが皆さまお揃いですので、これより令和7年あきる野市農業委員会6月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい午後、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。空梅雨だと思えたら急に今日かなり雨が、うちの方でも11時頃にはスコールのような大雨が、ほんの短い時間ですけど降りまして、朝もちょっと降ってたんですけど、今日は雨だなと思っていたら、すぐ日が出てきたりして、雨が降ってもらおうと野菜とかには良いと思うんですけども、暑かったり、カラカラだったり、湿度が高かったりで、体調の方が非常に心配になってきますが、本当に空梅雨じゃなくて良かったと思うんですけど、これからしばらく雨が降りそうですので、期待しています。まあ、長い間にはこういう気候があって、まだまだ不安定なところで、野菜等、農産物が高値基調で農業政策で確かにお金が高いのは国民は困るんですけど、農産物は安くて当たり前だなんていう風になってしまうと、ちょっとこれから日本の農業をやっていく人が増えるのかなという心配がありまして、安心して農業が続けられるような未来がないと、農業先細りどころか本当にいなくなっちゃいますので、その辺を心配しています。皆さまも日頃体に気をつけながら、農業に励んでいただけますよう、本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は長濱委員と山崎健委員になります。よろしく申し上げます。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が1件ございましたが、ご本人が急用ができて出席できないとの連絡が先ほどあったそうですので、ご本人不在で審議したいと思います。それでは第1号議案、収受32について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受32 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受32について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは、収受32について報告をいたします。6月19日に栗原委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行っております。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況ですが、下草の中に栗の木が2本ほどありました。現地調査の日に、ちょうど譲渡人の△△さん夫婦が刈払機で下草を刈っておりまして。そんな訳で話をちょっと聞いてみたのですが、それによりますと、ここは元々栗林ということで2本だけ残った形になっていると。近所の迷惑にならないように、かなり丁寧に毎年草刈りを何度かしている、というようなことをおっしゃっておりまして。譲受人の〇〇さんですが、当該農地の方に柑橘類を中心とした果樹を栽培していくと、こういう考えであります。なお、〇〇さんは昨年、お父さんの方から●●●を受け継いで、現在●●●ということでもあります。分からなければ近隣の住民の方にいろいろ聞きながら管理をしっかりとやっていくものだと考えております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。あの、この譲渡人の方は面積すごい持っていますが・・・

(山崎勇委員) この方は元々、●●●に住んでいて、今は●●●の方へ出ているんですけど、よく来て・・・

(議長) この多くの畑は管理しているのですか。

(山崎勇委員) 妹さんが管理しています。それで草刈りをしょっちゅうやっています。

(議長) ああ、そうですか。じゃあ、大丈夫ですね。分かりました。他にはよろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受32について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受15について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受15 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受15について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。6月19日に事務局2名、佐藤委員と私の4名で現地確認に行っていました。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず〇〇-〇ですが、これは道路の際なので作業はしやすい場所です。△△△の方はこの田んぼ道をずっと歩いて、草だらけの所に入って行ったんですけど、現地はちょうど春先に草刈りを1回したというような状態で、草が膝ぐらいの高さまでありました。私は毎日この所を通っているんですけど、本人の報告によると、6月21日に1回目の草刈りをして、24日に2回目の草刈りをやったということで、今日見る限りでは草はすごくきれいになっていますけど、作付けするような状態ではありませんでした。事務局からの報告によりますと、7月6日の日曜日以降にトラクターが来るので、ここを耕耘すると。〇〇-〇の方はそれなりの大きな通りに面しているのでトラクターですぐ入れるんですけど、△△△は大分厳しいということだったんですけど、消防団の倉庫の裏を通って、△△△の北側の所が親戚の田んぼということで、その田んぼを通らせてもらって現地に行くということだそうで、なんとか7月6日以降になると作付けが

できるような状態になるんじゃないかなと思います。とりあえず、ネギ、タマネギ、ニンニクというような作付け予定なので、獣害対策は特に大丈夫かなと思っています。この方は4月に中間管理機構で畑を借りて農業を始めた方なので、頑張ってもらえるかなと思います。ひとつよろしくお願いたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受15について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受21について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受21 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受21について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。6月19日に事務局2名と長濱委員と4名で現地確認に行っていました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

もうきれいに田植えが済んでおりまして、〇〇さんは自分の田んぼと、ここの田んぼはもう田植えが終わっておりまして、他に持っている●, ●●●㎡以上の畑の方も、うちの近くなんですけれども、きれいに耕耘して管理していただいていますので、問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(田中委員) こちらは契約事由が使用貸借なのですか。

(事務局) はい。使用貸借になります。

(田中委員) あ、そうですか。

(議長) 他に何かご質問ございますか。

それでは、ないようですので、収受21について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受30について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受30 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受30について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) はい。先日、6月19日に事務局2名と小川委員と私の4名で現地調査に行っていました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは●●●のバス停のすぐ前なので、道路の整備のために残された小さい三角形の所なのですが、柿の木が2本、あと下にはフキが植えられていて、△△△△さんが栽培しています。この譲受人の〇〇〇〇さんは、当該地のすぐ北側の広い畑の持ち主で、ここには大きい栗の木が8本、あと夏野菜のエダマメやモロヘイヤなどがきれいに作られていて、草などもきれいに管理されています。〇〇〇〇さんは●●●にお勤めで、きれいに使っていただけたと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受30について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受33について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受33 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受33について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。6月19日に山崎勇委員と事務局2名と共に現地を確認してまいりました。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地調査に行った時にちょうど〇〇さんの奥様が通りかかりましたので、現地調査の立ち会いを一緒にさせていただきました。一番道路よりの右側の方、3分の1ぐらいはタマネギとか、つい最近まで何かしら耕耘されて作られていた跡があるのですが、残りの3分の2に関しましては、ほぼ管理されていない状況で、かなりのジャングルとなっています。木も2本生えていまして、全然手を入れられていないような形だったので、ちょっとこれで使えるようにするには、かなり力業が必要なのかなと思いました。この〇〇〇-〇の左隣の農地を〇〇さんがすでに所有されておりまして、キウイフルーツの棚がこの左側の畑にあります。このキウイフルーツの畑に入るのに、〇〇〇-〇の下の方に細い道があって、そこを通って行っているらしいのですが、機械を入れたりするのがかなり大変ということで、この〇〇〇-〇を所有できたら機械を入れるのが楽になるというようなお話はされていまして。現状、あまりいい状態ではないので、〇〇さんが購入されてきれいに管理されれば、この周りも全部畑なので、周りの畑にもいい影響を与えるのではないかなと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受33について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和7年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは、番号1の現地調査について報告をいたします。地図は10ページをお開きください。6月19日に大福委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

現在当該地は耕作はされていなくて、全面的に草丈が腰ほどある草に覆われていました。なお、〇〇〇〇さんは五日市街道に面する●●という所で●●●をされておりました。その●●●の傍ら、当該地はもとより、近接する梅林とか栗林の管理を自ら行っておりました。また、晩年は病気を患いまして、知人に管理をお願いしていたというような状況がありますけど、症状が軽い段階では親戚の方が運転する車で、畑の状況をリハビリがてら見に行くというような姿を見かけておりました。以上のようなことから、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったということが言えると思います。私からの報告は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年6月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。それでは、番号1について説明いたします。現地調査は6月19日に堀江職務代理と事務局2名とで行ってまいりました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現在は一面ネギが植えられて、草1本生えてない、まだ植えたばかりという状況でありま

した。きれいに耕作されているので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。これは全面ではなくて、西側半分を借りるということでよいでしょうか。

(事務局) はい。そういうことです。

(議長) はい。分かりました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願ひます。

(大福委員) はい。それでは説明いたします。6月19日に野崎委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状は圃場全体が耕耘されております。前作が何だったかまでは分かりませんが、次の作付けの準備は十分できる状態になっております。借り主は〇〇〇〇〇〇〇さんですが、周辺にかなりたくさん圃場を管理してございまして、この圃場についても、これまでと同様に管理していただけるのではないかと考えております。特に問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の堀江委員、説明願ひます。

(堀江職務代理) はい。同じく6月19日、事務局2名と長濱委員と4名で現地確認に行つてまいりました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

当該地の北側は●●●●になっていて、その入口の所を果樹園として借りるそうです。○○○-○の西側の半分の部分は、すでに昨年10月より借りておりまして、前回も見に行ったんですけども、その時よりも抜根等いろいろきれいにしてありまして、まだ梅の木の残骸が多少ある程度で、もうブドウの苗が植えられて、周りもネットで囲われてきれいになっておりました。それで、今回は○○○-○の前回借りていない東側の一番南側と、△△△-△の一番南側の変形した部分を借りるようで、そこには桃の苗木が10数本植わっていて、これから育成していくのであろう形にはなっておりました。借りる場所としては前回の時よりもはるかにきれいになっておりましたので、問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。(小澤委員) すみません。あの、堀江さん、ここは全部ブドウ園にするというお話ではなかったですか。

(堀江職務代理) ネットで囲ってある方はブドウの苗がきれいに植えてあって・・・

(小澤委員) 西側ですかね。

(堀江職務代理) それで、その東側の部分は、一部地主さんが畑として使っているみたいで、ネギとかいろいろな物が植わっていて、そこもネットで囲ってあって、その外側の部分を今回プラスアルファで借りるそうです。そこには桃の苗木が植わっているのを事務局と長濱委員と4人で確認はしたので、そこは一応きれいになっておりました。

(小澤委員) ブドウと桃なんですね。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(平野委員) 時々通りますけど、毎日のようにちゃんと一生懸命やっていますよ。

(議長) 一生懸命やっている姿が毎日確認できるそうです。では、よろしいですかね。

それでは、ないようですので、番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の志村委員、説明願います。

(志村委員) はい。それでは、番号4について説明いたします。地図は14ページをご覧ください。6月19日に本郷委員と事務局1名と私の3人で現地調査をしてまいりました。

(現地案内図 説明)

当該圃場は約●●●坪ぐらいありますが、2年以上耕作した形跡はありませんで、1メートル以上の雑草に覆われているのですが、桑の木等、そういった物は生えておりませんので、ハンマーモア等で草を刈って耕耘することで、比較的容易に耕作できるようになると思われま

〇〇さんは●●, ●●●㎡を借りて主にサツマイモ等栽培しているということです。以上です。
(議長) ただいま、事務局と志村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。それでは、番号5について説明いたします。こちら19日に事務局と堀江職務代理とで現地調査に行っていました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

3筆ありますが一体で利用されていて、今までは所有者の△△さんが野菜とか花等を作っていて、残渣が入っていて、かなり荒れている状態ではあったのですが、今は立木や何か、全部刈り込んできれいにしている途中であります。話によると当該地の西側部分、かなり広い面積を〇〇さんは借りていて、●●の方で通うのが大変なので、そこを耕作するに当たっての農業資材とかそういう物をそこに置いて、田んぼを使うというような話を聞いています。まだ片付けている最中なので太い木や何かはまだ何本か残っていますが、これから片付けが進んでいくのではないかと思います。以上です。ご審議のほどよろしくお願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) あの、いいですか。農地として使わないで資材置き場として、という形に聞こえるんですけど、そういう形は構わないのでしょうか。

(議長) 今、話を伺って、●●●㎡もあるのでどうするかなと、ちょっと、気にはなりました。

(事務局) 一応、田んぼで使う道具置き場と、あと果樹を何本か植えていくというお話は聞いています。

(小川委員) で、そういうのは農用地としていいのですか、という質問なのですが。

(事務局) はい。施設については、2アール未満については農地法の許可は不要ですので、ただ、あくまでも農業用というところではあるのですが、そういう部分であれば例えば駐車場とか資材置き場等、農地の一部にそういった物を設置する、というのでも構わないのかなと思います。

(小川委員) 以前、納税猶予の関係だったかも知れないんですけど、現地調査に行った時に、ハウスの中にいろんな農機具を置いてあって、これはうまくないというようなことを言われたので、その辺の兼ね合いと言うか、それを教えてもらいたいのですが。

(事務局) 納税猶予地の場合は栽培に必須な物しか、置いたり設置ができないので、そういった農機具というのは別の場所に置けば・・・

(小川委員) では、納税猶予地ではダメだけど、その他の時は構わないよと、そういうことね。
(事務局) 納税猶予地の施設はハウスとかボイラーのタンクとか、それがないと野菜などが作れない
ような物を置く時にはいいのですが、別の場所に変えられる、直売所とか駐車場とか倉庫とか、
そういう物は納税猶予地には置けないです。普通の畑なら大丈夫です。

(小川委員) そういうことね。納得しました。

(議長) 2アールというのは・・・

(事務局) 200㎡です。

(議長) では、今回は●分の1ぐらいは、そういうのに使えるんですね。面積に関係なく。200㎡
まではいいと。

(事務局) そうですね。200㎡までは。

(議長) では、250㎡しかなかったら、200㎡使って、50㎡の畑？

(事務局) そういうことになりますね。

(議長) そうですか……。何か他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の
規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませ
んか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号6について、
事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。説明いたします。こちらも19日に事務局2名と堀江職務代理と現地調査に
行ってまいりました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは貸す人、借りる人、双方が秋川ファーマーズセンターの会員でありまして、目の前が
私が使っている場所もあるので良く知っているんですけども、こちらの場所は現在エダマメ
とかブロッコリーの残渣がある状態で、耕作がされていることは確認できました。現在耕作して
いるのは、貸し主の△△さんが作っているのを以前見かけたので、これから借りる〇〇さんが
きれいにして使うんだと思いますが、ちょっと難点は北側にある畑が非常に雑草地と言うか、
ジャングル状態になっていて、もう何年もそんな状態で、獣の巣になっているような状況です
ので、ちょっとそちらの方から雑草の種だったり、獣にやられる可能性があるので、結構気を
使わないといけなかなとは思いますが、現地の方は十分きれいになって使える状況です。
ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。
その北側に接しているすごい草ボウボウっていうのは・・・この手入れをちょっとやってお
いてもらって。

(堀江職務代理) まあ、結構、すごかったですよ。

(議長) 今、お話伺って、せっかく借りても隣がそんなじゃあね。ここで注意をお願いいたします。

(事務局) 分かりました。

(長濱委員) 一度注意してもらおうかなと思っていたんですけど、ちょうど近くを見に来てくれたので、そのついでで今、ちょっと話をしてみたんですけど、かなりひどい獣の巣になっています。

(議長) 今、現地調査の報告で、近隣の状況も言っていただくと非常に助かるので、近隣にも注意をお願いします。

(事務局) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号7についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。同じく6月19日に現地確認に行っておりまして。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇と△△△△、この2ヶ所が今回の案件です。この両方は以前より〇〇さんの方で使われているようで、きれいに植木の苗が植わっており、両方とも良好に管理されておりました。今回より新規で正式に使用貸借で借りるということにしたそうですが、何の問題もなく耕作、また、使用されております。〇〇さんの案件なので問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入っております。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、7月25日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、505会議室で行う予定です。よろしく願いたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時25分